平成２２年（フ）第６７０号
さいたま市浦和区皇山町13番18―103号、旧住所茨城県龍ケ崎市野原町55番地　フィールド55　202号室
破産者　齋藤　哲也
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
長野県小諸市与良町３丁目４番20号
破産者　土屋　　進
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４７号
長野県佐久市長土呂465番地３
破産者　森泉由紀子（旧姓内堀）
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３７０２号
名古屋市中村区名楽町１丁目23番地
破産者　前野　正男
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９２号
愛知県瀬戸市背戸側町25番地
破産者　福岡三枝子
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０１号
名古屋市中川区法華西町３丁目６番地、開始決定時の住所名古屋市中川区荒中町114番地の１　セザール高畑202号
破産者　神谷　安昭
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５４号
愛知県清須市土田１丁目５番地６
破産者　丹羽　敦嗣
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６６号
名古屋市名東区文教台１丁目702番地　深沢ハイツ102号
破産者　高山　和樹
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６４６号
名古屋市千種区下方町５丁目31番地
破産者　西尾　久乃
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１２５号
神戸市須磨区菅の台１―１―80、住民票上の住所神戸市西区北別府４丁目15番地の10
破産者　落　孝太郎
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１６号
大阪府豊中市立花町３丁目11番９号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市森本２丁目56番地16アゼリアハイツ103号
破産者　安永　英彦
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４７４号
兵庫県伊丹市森本３丁目182番地　アエロポール伊丹206号、前住所兵庫県伊丹市宮ノ前２丁目４番25―402号
破産者　山形　和徳
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目９番２号グランドタウン106号、前住所大阪市北区天神橋３丁目５番８号メゾンパルク701号室
破産者　兼松　浩子
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目３番２―620号、前住所大阪市旭区大宮４丁目13番27―403号
破産者　ＬＡＫＳＨＩＭＩこと　淺田　友子
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１８２号
兵庫県伊丹市北野５丁目４番地
破産者　田名　康子
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１９６号
兵庫県宝塚市月見山２丁目11番５号
破産者　松本泰生こと　朴　　泰生
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第７０号
岡山県新見市西方字郷原1131番地６、開始決定時の住所岡山県新見市大佐永富1816番地
破産者　竹永　一人
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第６９９号
埼玉県越谷市大字弥十郎65番地７
破産者　諸橋　了三
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
埼玉県越谷市千間台西１丁目15番地８　レクセルガーデンせんげん台302号
破産者　見持　順一
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係